

○射水市大門総合会館条例

平成17年11月1日

条例第117号

改正 平成18年3月22日条例第36号

平成19年9月21日条例第30号

平成21年3月19日条例第15号

平成26年3月20日条例第2号

平成27年3月17日条例第30号

平成28年9月16日条例第47号

平成29年6月23日条例第13号

平成30年12月21日条例第35号

令和元年9月30日条例第32号

(設置)

第1条 市民の福祉及び芸術文化の振興を図るため、総合会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大門総合会館	射水市大門67番地

(職員)

第3条 大門総合会館(以下「総合会館」という。)に、館長その他必要な職員を置くことができる。

(開館時間及び休館日)

第4条 総合会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開館時間若しくは休館日を変更し、又は休館することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日 毎月第3月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日)及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)

(使用の許可)

第5条 総合会館を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項について変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の許可には、総合会館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又は制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 前条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上特に支障があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に総合会館を使用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が別に定める期間内に当該使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(特別の設備)

第11条 使用者は、総合会館の使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの備品以外の器具を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、総合会館の使用が終了したとき、又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用した施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

2 前項の場合に生ずる費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、総合会館の施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(運営協議会)

第14条 総合会館の運営に関する事項について協議するため、運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に総合会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に総合会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 総合会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 総合会館の使用の許可に関する業務
- (3) 総合会館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合会館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第6条まで及び第11条の規定の適用については、第4条の規定中「市長が特に必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と、第5条、第6条及び第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に総合会館の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第18条 第15条の規定により指定管理者に総合会館の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第8条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定

める。

- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、第10条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、総合会館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大門町総合会館設置条例(昭和62年大門町条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第36号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月21日条例第30号)

改正 平成21年3月19日条例第15号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の射水市大門総合会館条例第17条の規定により、総合会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が総合会館の管理を行うこととされた期間前に第5条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成21年3月19日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(射水市大門総合会館条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 射水市大門総合会館条例の一部を改正する条例(平成19年射水市条例第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(14)まで 略

- (15) 第27条の規定による改正後の射水市大門総合会館条例第8条第1項及び第2項並びに第10条第2項の規定

附 則(平成27年3月17日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の射水市大門総合会館条例第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月16日条例第47号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(1)から(6)まで 略

- (7) 第7条の規定による改正前の射水市大門総合会館条例の規定 第7条の規定による改正後の射水市大門総合会館条例

附 則(平成29年6月23日条例第13号)

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(4)まで 略

(5) 第5条の規定による改正後の射水市大門総合会館条例第8条の規定

附 則(令和元年9月30日条例第32号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

1 ホール使用料

施設名	使用日 の区分	基本使用料						超過料金 (1時間に つき)
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午前9時 ～午後5 時	午後6時 ～午後10 時	午後1時 ～午後10 時	午前9時 ～午後10 時	
大ホール	平日	円 9,570	円 19,140	円 28,070	円 23,610	円 41,630	円 47,690	円 4,790
	土曜 日・日曜 日・休日	11,010	22,010	32,280	27,150	47,870	54,840	5,500
	こぶしホ ール	平日	9,450	12,600	18,290	12,600	19,240	23,040
	土曜 日・日曜 日・休日	10,870	14,490	21,030	14,490	22,130	26,500	3,620

備考

1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の大ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円を超え2,000円以下の場合にあつては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあつては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあつては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあつては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもって使用するときのこぶしホールの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
 - 3 ホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
 - 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
 - 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

2 会議室等使用料

施設名	基本使用料											超過料 金(1時間につき)
	3時間 まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時 間	11時 間	12時 間	13時 間	
101会 議室	円 1,920	円 2,560	円 2,880	円 3,200	円 3,520	円 3,710	円 3,900	円 4,090	円 4,280	円 4,470	円 4,660	円 640
102会 議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
展示室	2,550	3,400	3,830	4,260	4,690	4,950	5,210	5,470	5,730	5,990	6,250	850
視聴覚 室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
いこい の間	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
軽運動 室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
401会 議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640

402会 議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
403会 議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
404会 議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
405会 議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
406会 議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
寿の間	2,880	3,840	4,320	4,800	5,280	5,570	5,860	6,150	6,440	6,730	7,020	960
茶道室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
501会 議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
502会 議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
料理実 習室	2,580	3,440	3,870	4,300	4,730	4,990	5,250	5,510	5,770	6,030	6,290	860
なでし こ	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 3 附属設備使用料 市長が別に定める額